

Pick up 02

《議案第12号・13号》

老人福祉センター2施設を無償譲渡



老人福祉センターすがのの郷とデイサービスセンターすがのの郷の建物、及び老人福祉センター田川の郷とデイサービスセンター田川の郷の土地と建物を、塩尻市社会福祉協議会に無償譲渡。

◆譲渡目的

〈すがのの郷〉

西部地域包括支援センターの設置により高齢者を総合的に支援するための体制を確保するため。

なお、土地については、塩尻市社会福祉協議会に売却する予定。

〈田川の郷〉

建物の効果的な活用を図るとともに、高齢者の健康増進、福祉向上のために無償譲渡する。

老人福祉センターの機能は、補助方式により継続。デイサービスは塩尻市社会福祉協議会で継続する予定。

◆委員会Q&A

〈すがのの郷〉

Q 建物の内部の改装計画はどのようなか。

A 老人福祉センターの風呂を地域



すがのの郷

包括支援センターの事務所に改装すると聞いている。

〈田川の郷〉

Q 売却して、多少でも収入を確保できないのか。

A 土地は、元々水田だった所であり一部地盤沈下による亀裂がみられる。また、建物の資産価値も低下しており、将来的に大規模改修が想定されるため、無償で譲渡する。

Pick up 03

《議案第15号》

しおじり・あつたか・き・づかいの家補助金再開へ



県産木材を活用した住宅を新築又は改修する場合に補助金を交付。本年度から新しく始まった補助事業で、2100万円を増額補正。

◆増額する背景

県産木材の活用や子育て世代の本市への移住・定住を図るため、新築は150万円、改修は30万円を上限に補助している。本年度、既に新築8件、改修1件の交付申請があり、当初予算では、すでに上回る状況である。

補助事業に対する反響も大きく、需要増が見込まれることから、今回新築の上限補助額150万円の14軒分に相当する2100万円を増額補正する。

◆委員会Q&A

Q 補助金の財源は、すべて特定財源で一般財源からの支出が無いが、特定財源は何か。

A 一部、社会資本整備総合交付金を充て、残りは、ふるさと納税から

の基金を充てているので、一般財源は使っていない。

基本基準	選択基準
①～⑦に適合する場合に100万円を補助	①～⑧のいずれかに該当する場合は、それぞれの加算額の合計（上限50万円）
①一戸建て住宅（店舗併用住宅含む。店舗等床面積は1/2未満）	①県産材を延べ面積1平方メートル当たり0.16立方メートル以上使用……………20万円
②木造住宅	②同0.14立方メートル以上0.16立方メートル未満使用……………10万円
③県産材を延べ面積1平方メートル当たり0.12立方メートル以上使用	③真壁構造……………10万円
④住宅部分の床面積が75平方メートル以上	④胎児～18歳の同居する子どもの人数……………10万円/人
⑤県内に主たる事務所を置く者が施工	⑤親と同居または近居（1世帯以内）……………10万円
⑥市が建築確認	⑥市外から市内へ移住……………20万円
⑦一般向けの住宅見学会を実施	⑦耐震等級2、耐熱等性能等級4以上……………10万円
	⑧市内に主たる事務所を置く者が施工……………20万円

新築する場合の補助金額 ※詳しくは市役所建築住宅課へ